

物 件 調 査 書

物件番号 1108

◎本物件は、 現状有姿によ		香川県丸亀市垂水町字荒井729番1						
住居表示								
現況地目		田	885.04㎡				工作物	—
及び面積等							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	729番1						
	地目	田						
	数量	885㎡						
接面道路 の状況		東側 西側の一部		舗装県道 舗装市道	幅員約 幅員約	12.2 m 2.6 m	(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第2項道路)	
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市 計 画 法	都市計画区域内（非線引）					
			用途地域	指定なし				
			地域・地区	特定用途制限地域（幹線沿道一般型）				
			建蔽率	70%				
			容積率	200%				
			高度制限	指定なし				
			防火指定	指定なし				
	その他	農地法第3条又は第5条 都市再生特別措置法第88条、108条 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条						
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	有	負担の内容		下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有			無		
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バ ス	琴平電鉄琴平線 羽間駅の 北西方 約3.7km 徒歩46分 琴参バス 垂水団地バス停の 南方 約0.2km 徒歩3分						
公共施設	丸亀市役所		垂水小学校		南中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について、一部未設置箇所（明細図A～O）があります。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎公図の位置関係では、敷地北西側で隣接する丸亀市所管水路の表示がありますが、現況埋まっており、確認できません。

◎敷地南東角付近のスロープ（コンクリート舗装）の一部が県道側に、北側隣接地（729番5）のスロープ基礎の一部が本地にそれぞれ越境しており、また、本地北東角付近については、本地、県道擁壁基礎、隣接地（729番5）のスロープ基礎の縁切りが不明確であり、共有している状況となっていますが、当事者間で確認書等は取り交わしておりません。補修等を行う場合は、隣接地所有者及び道路管理者と協議してください。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎敷地北側隣接地（729番5）より約0.3～1.0メートル低く、東側県道より約1.0～1.4メートル低く、西側市道より水路を介して約0.8メートル低く、南側舗装道路より約0.4～1.0メートル低く、それぞれ接しています。

◎西側市道は幅員が4.0メートル未満で、建築基準法第42条第2項道路に該当するため、道路中心線から2メートル道路後退する必要があります。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導担当）

◎本地は、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：丸亀市都市計画課）

◎本地は、宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：香川県建築指導課開発・盛土規制室）

◎所有権移転にあたっては、農地法第3条又は第5条の許可が必要です。土地の利用状況によっては、その他の手続きも必要になる可能性があるため、詳細については必ず確認してください。（問い合わせ先：丸亀市農林水産課、丸亀市農業委員会）

◎農地法第3条の許可により、敷地を農地（地目「田」）で利用する場合は、丸亀市土地改良区に一反（約990平方メートル）あたり年額700円程度、まんのう町土地改良区に一反（約990平方メートル）あたり年額3,500円程度の経常賦課金を要します。（問い合わせ先：丸亀市土地改良区垂水支部）

◎敷地東側及び北側に空中線（N T T・四国電力）が通っています。又、北東側電柱から西側に向って空中線が通っています。

◎敷地北西角付近に西側建物から北側建物に向って空中線（引込線）が通っています。

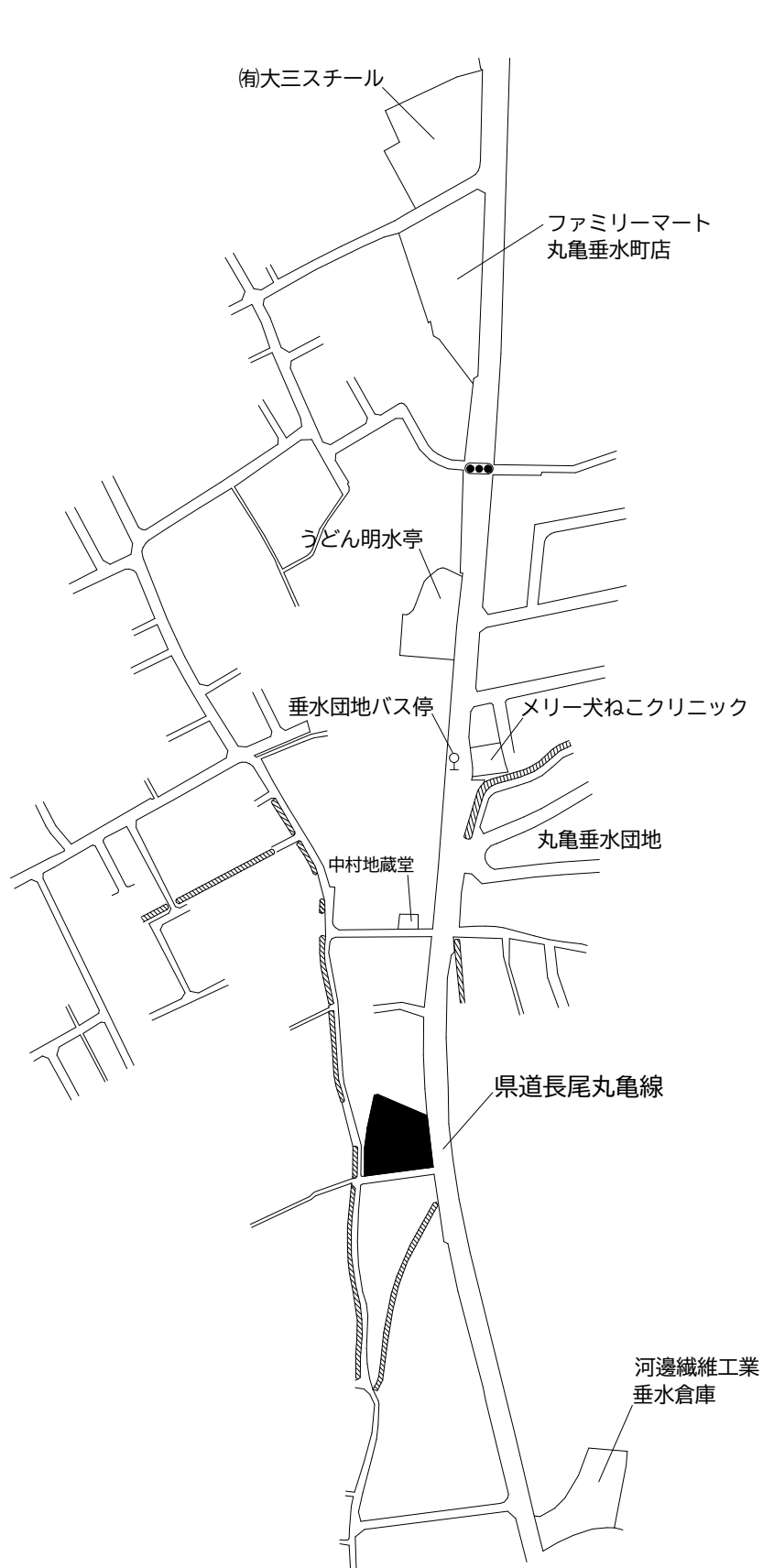
◎本地を含む周辺地域は、丸亀市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、丸亀市危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

案

内

図



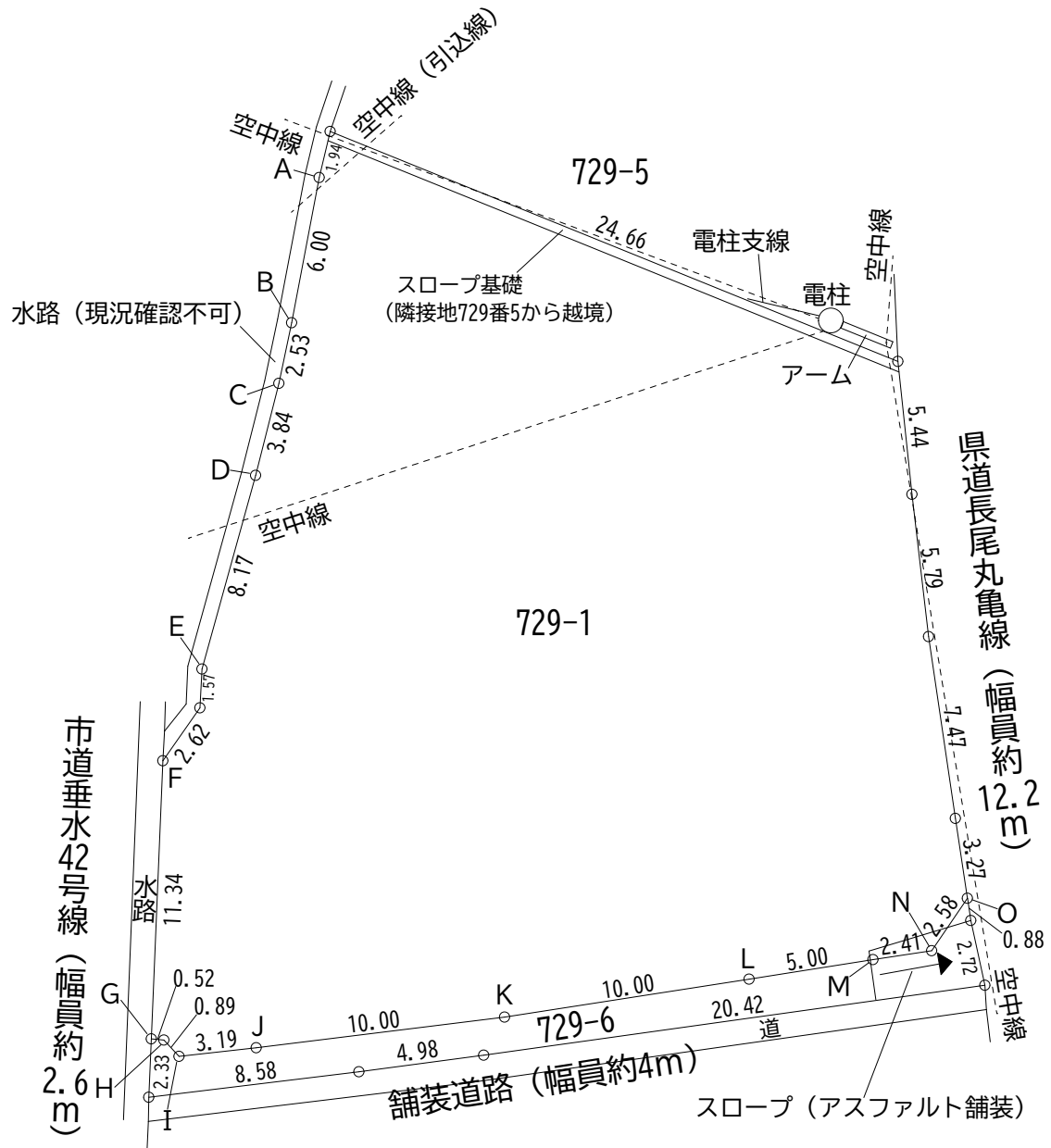
売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明

細

図



単位 : m

物件番号 1108

現 況 写 真

